各位

会 社 名 ロイヤルホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 阿部 正孝 (コード:8179 東証プライム、福証) 問合せ先 執行役員経営企画部長 富永 章嗣 (TEL 03-5707-8852)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を 2025 年 3 月 26 日開催予定の第 76 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 理由

当社は、2022年11月29日にB種優先株式のすべてを、2024年4月9日にA種優先株式のすべてを消却したことに伴い、関係条文を削除するほか必要な定款変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次の現行定款と変更案の対比表のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条	第6条
当会社の発行可能株式総数は、12,000万株と	当会社の発行可能株式総数は、12,000万株とす
し、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞ	る。
れ次のとおりとする。	
普通株式 12,000万株	
A種優先株式 3,000株	
B種優先株式 3,000株	
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条	第8条
当会社 <u>の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式</u> の	当会社の単元株式数は、100株とする。
単元株式数は、100株とする。	
第2章の2 種類株式	
(A種優先株式)	削除
第 13 条の 2 当会社の発行するA種優先株式の内容	
は、次項から第8項に定めるものとする。	

② 剰余金の配当

1. A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として 剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準 日(以下、本条において「配当基準日」という。)の 最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を 有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA 種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて 以下、「A種優先株主等」という。)に対し、第13条 の4第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1 株につき、第2号に定める額の金銭による剰余金の配 当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払 われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を 行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が 権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未 満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

2. A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,000円(以 下、本条において「払込金額相当額」という。)に、 A種優先配当年率 (8.5%とする。) を乗じて算出 した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業 年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年12 月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021 年3月31日) (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を 365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は3 66日)として日割計算を行うものとする(除算は最 後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数 第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属 する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準 日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、そ の各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した 金額とする。

3. 非参加条項

当会社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(第4号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主 等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該 事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金に つき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当 該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度 の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定 した場合において、第2号に従い計算されるA種優先 配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第 2号但書の規定は適用されないものとして計算するも のとする。) に達しないときは、その不足額は、当該 事業年度(以下、本号において「不足事業年度」とい う。) の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この 場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会 (以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」 という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種優 先株主等に対して配当される日(同日を含む。)まで の間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年 度に係るA種優先配当年率で、1年毎(但し、1年目 は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。) から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含 む。) までとする。) の複利計算により算出した金額を 加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を36 5日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366 日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後 に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第 2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以 下、「A種累積未払配当金相当額」という。) について は、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、A 種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われ るA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が 権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未 満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

③ 残余財産の分配

1. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主 等に対し、第13条の4第2項に定める支払順位に従 い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払 優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配 額」という。) の金銭を支払う。但し、本号において は、残余財産の分配が行われる日(以下、本条におい て「分配日」という。) が配当基準日の翌日(同日を 含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の 配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当 基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないもの とみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、ま た、第2項第4号に定めるA種累積未払配当金相当額 の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配 当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未 払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配 額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式 の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、 当該端数は四捨五入する。

2. 非参加条項

A種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 日割未払優先配当金額

A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、本条においてA種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額」という。)。

④ 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

1. 金銭対価取得請求権

A種優先株主は、償還請求日(以下に定義する。)に おける分配可能額(会社法第461条第2項に定める 分配可能額をいう。以下同じ。) を限度として、A種 優先株主が指定する日(当該日が取引日でない場合に は翌取引日とする。) を償還請求が効力を生じる日 (以下、本条において「償還請求日」という。)とし て、償還請求日の10取引日前までに当会社に対して 書面による通知(撤回不能とする。以下、本条におい て「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当 会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求する こと(以下、本条において「償還請求」という。)が できるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種 優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範 囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数 に、(i)払込金額相当額並びに(ii) A種累積未払配当 金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて 得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付する ものとする。なお、本号においては、第2項第4号に 定めるA種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3 項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算におけ る「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」 及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替え て、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当 金額を計算する。但し、償還請求日においてA種優先 株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引 換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日に おける分配可能額を超える場合には、当該各A種優先 株主により償還請求がなされたA種優先株式の数に応 じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可 能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種優先 株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得され なかったA種優先株式については、償還請求がなされ なかったものとみなす。

2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号

- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 3. 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第2号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

⑥ 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2024年3月31日以降、当会社の取締 役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価 償還日」という。) が到来することをもって、A種優 先株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前ま でに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上 で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価とし て、A種優先株式の全部又は一部を取得することがで きる(以下、本条において「金銭対価償還」とい う。) ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係る A種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価 償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額 並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優 先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、本項 においては、第2項第4号に定めるA種累積未払配当 金相当額の計算及び第3項第3号に定める日割未払優 先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等 に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ 「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当 金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ま た、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換え に交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、 これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式 の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先 株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後 の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA 種優先株式を決定する。

⑦ 譲渡制限

なし。

- ⑧ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- 1. 当会社は、A種優先株式について株式の分割又は 併合を行わない。
- 2. 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当て を受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権 利を与えない。
- 3. 当会社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(B種優先株式)

第 13 条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。

② 剰余金の配当

1. B種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として 剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準 日(以下、本条において「配当基準日」という。)の 最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を 有する株主(以下、「B種優先株主」という。)又はB 種優先株式の登録株式質権者(B種優先株主と併せて 以下、「B種優先株主等」という。)に対し、第13条 の4第1項に定める支払順位に従い、B種優先株式1 株につき、第2号に定める額の金銭による剰余金の配 当(かかる配当によりB種優先株式1株当たりに支払 われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。)を 行う。なお、B種優先配当金に、各B種優先株主等が 権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未 満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

2. B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、1,000,000円(以 下、本条において「払込金額相当額」という。) に、 B種優先配当年率(2026年3月30日までの期間 においては4.5%とし、2026年3月31日以降 の期間においては8.5%とする。)を乗じて算出し た額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年 度の初日(但し、当該配当基準日が2021年12月 末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年 3月31日) (同日を含む。) から当該配当基準日(同 日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を36 5日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366 日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に 行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2 位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する 事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日と してB種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、 当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各 配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額 とする。

削除

3. 非参加条項

当会社は、B種優先株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(第4号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主 等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該 事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金に つき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当 該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度 の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定 した場合において、第2号に従い計算されるB種優先 配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上 記第2号但書の規定は適用されないものとして計算す るものとする。) に達しないときは、その不足額は、 当該事業年度(以下、本号において「不足事業年度」 という。) の翌事業年度以降の事業年度に累積する。 この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総 会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総 会」という。) の翌日(同日を含む。) から累積額がB 種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。) までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事 業年度に係るB種優先配当年率で、1年毎(但し、1 年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含 む。) から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を 含む。) までとする。) の複利計算により算出した金額 を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を3 65日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は36 6日)とした日割計算により行うものとし、除算は最 後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数 第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以 下、「B種累積未払配当金相当額」という。) について は、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、B 種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われ るB種累積未払配当金相当額に、各B種優先株主等が 権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未 満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

③ 残余財産の分配

1. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主 等に対し、第13条の4第2項に定める支払順位に従 い、B種優先株式1株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払 優先配当金額を加えた額(以下、「B種残余財産分配 額」という。)の金銭を支払う。但し、本号において は、残余財産の分配が行われる日(以下、本条におい て「分配日」という。) が配当基準日の翌日(同日を 含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の 配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当 基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないもの とみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、ま た、上記第2項第4号に定めるB種累積未払配当金相 当額の計算における「累積額がB種優先株主等に対し て配当される日」を「分配日」と読み替えて、B種累 積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産 分配額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先 株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるとき は、当該端数は四捨五入する。

2. 非参加条項

B種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産 の分配は行わない。

3. 日割未払優先配当金額

B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、 分配日の属する事業年度において、分配日を基準日と してB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合 に、第2項第2号に従い計算されるB種優先配当金相 当額とする(以下、本条においてB種優先株式1株当 たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金 額」という。)。

議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

- ⑤ 普通株式を対価とする取得請求権
- 1. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、2022年3月31日以降、2026年3月31日までの期間、当会社に対して、第2号に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

2. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数 に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3 号及び第4号で定める取得価額で除して得られる数と する。なお、本号においては、第3項第1号に定める B種残余財産分配額の計算のうちB種累積未払配当金 相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算におけ る「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を それぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」 と読み替えて、B種残余財産分配額、B種累積未払配 当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ま た、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得 と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるものとし、こ の場合においては、会社法第167条第3項に定める 金銭の交付は行わない。

3. 当初取得価額

取得価額は、当初1,658.3円とする。

- 4. 取得価額の調整
- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ 以下のとおり取得価額を調整する。
- (ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後取得価額=調整前取得価額×-

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又 は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当て に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降 これを適用する。

(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

併合前発行済普通株式数

調整後取得価額=調整前取得価額×-

併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降 これを適用する。

(ウ) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下 回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保 有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場 合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しく は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含 む。以下、本号において同じ。)の取得による場合、普 通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合 併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付 する場合、又は当会社の役員若しくは従業員若しくは 当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株 式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場 合、並びに2021年2月15日付の取締役会決議及 び当会社の第72期(2020年12月期)に係る定 時株主総会決議に基づき発行する場合を除く。)、次の 算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得 価額を調整する。取得価額調整式における「1株当た り払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする 場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取 得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該 払込期間の最終日) の翌日以降、また株主への割当て に係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主 割当日」という。)の翌日以降これを適用する。また、

「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当会社が保有する普通株式の数を除く。)をいう。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

新たに発行する 1株当たり 養通株式の数 × 払込金額 普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

発行済普通株式数+新たに発行する普通株式の数

(エ) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(エ)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(エ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式

の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付された ものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり 払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額 を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込 期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合に はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわら ず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の 時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当 該対価の確定時点において発行又は処分される株式の 全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式 が交付されたものとみなして算出するものとし、当該 対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当会社に取得されること により、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額 と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以 外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適 正な評価額とする。以下、本(オ)において同じ。)の合 計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下 回る価額をもって普通株式の交付を受けることができ る新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当て の場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株 予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新 株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該 基準日。以下、本(オ)において同じ。)に、また株主割 当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全 てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が 交付されたものとみなし、取得価額調整式において 「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの 新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出 資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を 使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調 整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以 降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ず る日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその 翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得 又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の 時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当 該対価の確定時点において発行される新株予約権全て が当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得され て普通株式が交付されたものとみなして算出するもの とし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用す る。但し、本(オ)による取得価額の調整は、第1回新 株予約権、及び当会社又は当会社の子会社の取締役、 監査役又は従業員に対してストック・オプション目的 で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適 用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下(ア)乃至(ウ)のいずれかに該当する場合には、当会社はB種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (ア) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (イ) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (ウ) その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」という。)その平均値(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- 5. 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号
- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

6. 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が第5号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該 普通株式対価取得請求をしたB種優先株主に対して、 当該B種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機 構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振 替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付 する。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権

1. 金銭対価取得請求権

B種優先株主は、償還請求日(以下に定義する。)に おける分配可能額を限度として、B種優先株主が指定 する日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とす る。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条にお いて「償還請求日」という。)として、償還請求日の 10取引日前までに当会社に対して書面による通知 (撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事 前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、 金銭の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全 部又は一部を取得することを請求すること(以下、本 条において「償還請求」という。)ができるものと し、当会社は、当該償還請求に係るB種優先株式を取 得するのと引換えに、法令の許容する範囲内におい て、当該償還請求に係るB種優先株式の数に、(i)払 込金額相当額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及 び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額 の金銭を、B種優先株主に対して交付するものとす る。なお、本号においては、第2項第4号に定めるB 種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3項第3号 に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積 額がB種優先株主等に対して配当される日」及び「分 配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種 累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計 算する。但し、償還請求日においてB種優先株主から 償還請求がなされたB種優先株式の取得と引換えに交 付することとなる金銭の額が、償還請求日における分 配可能額を超える場合には、当該各B種優先株主によ り償還請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例 按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超 えない範囲内においてのみ当会社はB種優先株式を取 得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B種優先株式については、償還請求がなされなかった ものとみなす。

2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

3. 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第2号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2024年3月31日以降、当会社の取締 役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価 償還日」という。) が到来することをもって、B種優 でに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上 で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価とし て、B種優先株式の全部又は一部を取得することがで きる(以下、本条において「金銭対価償還」とい う。) ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係る B種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価 償還に係るB種優先株式の数に、(i)払込金額相当額 並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優 先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種優先株主に対して交付するものとする。なお、本項 においては、上記第2項第4号に定めるB種累積未払 配当金相当額の計算及び上記第3項第3号に定める日 割未払優先配当金額の計算における「累積額がB種優 先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそ れぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未 払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算す る。また、金銭対価償還に係るB種優先株式の取得と 引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があると きは、これを四捨五入するものとする。なお、B種優 先株式の一部を取得するときは、各B種優先株主がB 種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受 けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得す べきB種優先株式を決定する。

- ⑧ 譲渡制限なし。
- ⑨ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- 1. 当会社は、B種優先株式について株式の分割又は 併合を行わない。
- 2. 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当て を受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権 利を与えない。
- 3. 当会社は、B種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(優先順位)

第 13 条の4 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位(それらの間では同順位)、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

- ② A種優先株式、B種優先株式及び普通株式に係る 残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残 余財産の分配及びB種優先株式に係る残余財産の分配 を第1順位(それらの間では同順位)、普通株式に係 る残余財産の分配を第2順位とする。
- ③ 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う 額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を 行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の 剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な 金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は 残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(種類株主総会)

第 19 条の2 第15条の規定は、定時株主総会と同日 に開催される種類株主総会について準用する。

- ② 第16条、第17条及び第19条の規定は、種類 株主総会について準用する。
- ③ 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

削除

削除

3. 日程

取締役会決議日 2025 年 2 月 14 日 定款変更の為の株主総会開催日 (予定) 2025 年 3 月 26 日 定款変更の効力発生日 (予定) 2025 年 3 月 26 日

以上